令和４年４月１日

「ひたちテレワーク応援チケット」利用要領（協力店舗用）

# １　事業の概要

## （１）目的

テレワークの浸透を契機とした本市への移住促進を図るため、テレワークを行う移住者を対象に、市内協力店（コワーキング施設やカフェ）で利用できる「ひたちテレワーク応援チケット」を交付します。（事業名：ひたちテレワーク移住促進助成事業）

## （２）支援内容

ひたちテレワーク応援チケットは、以下の支援の一部として実施するものです。

### ア　住宅取得をする場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅 | | 100万円 |
| 親世帯との同居・近居 | | 同居20万円　近居10万円 |
| 水道料金 | | １万５千円 |
| テレワーク助成 | 通信機器整備費 | 20万円 |
| 交通費相当額 | 10万円 |
| **コワーキング施設等利用料**  **（テレワーク応援チケット）** | **10万円** |
| 計（最大） | | 161万５千円 |

### イ　アパート等を賃借する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 賃貸 | | 初期費用（引越費等）10万円  家賃（４万×12月） 48万円  ※家賃の１/２(最大４万円)  ※家賃は半年払い  ※初期費用と家賃の計  （最大50万円） |
| 親世帯との同居・近居 | | 同居20万円　近居10万円 |
| 水道料金 | | １万５千円 |
| テレワーク助成 | 通信機器整備費 | 20万円 |
| 交通費相当額 | 10万円 |
| **コワーキング施設等利用料**  **（テレワーク応援チケット）** | **10万円** |
| 計（最大） | | 111万５千円 |

### ウ　実家住まいをする場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| テレワーク助成 | 通信機器整備費 | 20万円 |
| 交通費相当額 | 10万円 |
| **コワーキング施設等利用料**  **（テレワーク応援チケット）** | **10万円** |
| 計（最大） | | 40万円 |

## （３）支援対象者

### ア　令和２年10月１日以降に日立市に転入した39歳以下（転入時）の方で、県外の企業等を勤務場所としながら市内でテレワークをしている方

### イ　令和２年10月１日以降に日立市に転入した39歳以下（転入時）のフリーランスの方で、県外の企業等から継続して受注しながら市内でテレワークをしている方

# ２　ひたちテレワーク応援チケットの概要

## （１）対象施設

市内のコワーキング施設及び公共施設内に設置されるカフェで、本事業への協力店申請を行った事業者

## （２）協力店申請手続

### ア　「申請書」及び「誓約書」に事業者名や口座番号等の必要事項を記入の上、市に提出

### イ　市は、協力店として決定した事業者を対象に、ポスターを配布

### ウ　事業者は、受け取ったポスターを施設（店）内に掲示

## （３）利用の流れ

### ア　市が、支援対象者に市内のコワーキング施設や公共施設内に設置するカフェで利用できるチケットを10万円分贈呈します。（１枚500円利用券 × 200枚）

※　チケット利用期間は発行日から２年（有効期限はチケットに記載）

### イ　チケットを受け取った支援対象者は、そのチケットを使って施設を利用し、テレワークを行います。

### ウ　施設を運営する事業者は、有効期限を確認し、裏面に利用日を記載、店舗受付印を押印します。

### エ　チケットは月単位で利用額を集計し、「請求書」を作成し、市に請求します。

※ 毎月上旬（５日前後）に、市が事業者を訪問し、チケットと請求書を受け取りに行きます。  
**チケット回収時まで半券は切り離さないでください（市職員が切り離して回収します。）**

### オ　請求を受けた市は、所定の審査を行い、事業者から請求があった金額を登録した口座に振り込みます。

## （４）フローチャート

**事業者**

**（協力店）**

③　チケット利用

　　（テレワーク）

**市**

**移住者**

**（支援対象者）**

②　チケット交付

①　チケット申請

④　チケット代請求

　（市が訪問）

⑤　チケット代

支払

## （５）注意点

### ア　チケットは、紛失による追加の発行等はしません。

### イ　チケットのご利用形態は、協力店申請時に記載してください。

### （例）月利用で10,000円、飲み物付き１時間で1,000円など

### ウ　協力店名等の情報は、市公式ホームページやチラシに記載させていただきます。

# ３　問合せ先

日立市都市建設部住政策推進課（担当：石井、大田和）

電話：050-5528-5148　　FAX：0294-21-7750

メールアドレス　juseisaku@city.hitachi.lg.jp

以　上